

医療費と保険料の見直し 早わかり Q & A

Q 75歳以上なのですが、私の保険料はどのくらい増えるのですか？

A 6月～7月ごろに、順次改定後の保険料額をお知らせしています。
毎年6月～7月ごろに、ご加入の後期高齢者医療広域連合から、保険料額決定通知がお手元に届きます。
その通知書に、その年度の保険料が記載されていますので、ご確認ください。
くわしくは、ご加入の後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

Q 70歳以上なのですが、私は、8月から窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。
医療費の上限額は、収入に応じて決まります。
8月からご自身の上限額がいくらになるのかについては、ご加入の組合や協会などにお問い合わせください。

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください。

① 75歳以上の方の保険料の引上げについては、

各都道府県の後期高齢者医療広域連合または、お住まいの市区町村窓口まで

② 70歳以上の方の自己負担の上限額の引上げについては、

■健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合にご加入の方

→ ご加入の組合や協会まで

■国民健康保険にご加入の方 → お住まいの市区町村窓口まで

■後期高齢者医療制度の方 → 各都道府県の後期高齢者医療広域連合まで

お問合せ先など、くわしくは ▶

厚生労働省 高齢者医療制度 検索



誰もが安心して医療を受けられる社会を維持するために。

どう
変わった
？

高齢者の
医療費と保険料

くわしくは
中面をご覧ください。

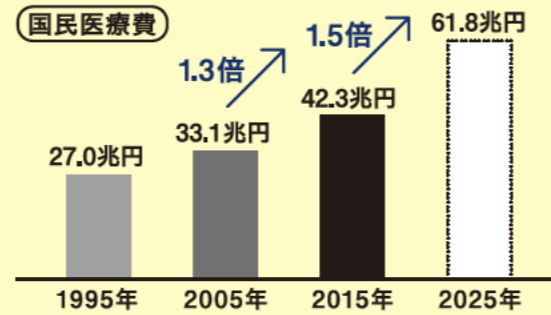
政府広報 | 厚生労働省

平成29年7月発行

若い世代との間や、同じ高齢者の中での公平を図るため、 高齢者の方にも、所得に応じてご負担をお願いすることになりました。

[国民医療費の推移]

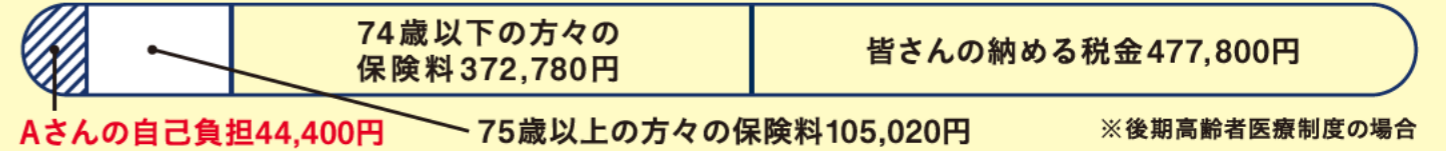
この10年で、70歳以上の高齢者数は**1.3**倍に、国民医療費は**1.3**倍になりました。団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費はさらに**1.5倍**と、ますます増える見込みです。



[高齢者の医療費負担例(現行)]

高齢者の医療費のうち、実際に窓口で支払っていただく自己負担は、ごく一部です。医療費の大半は、毎月納めていただく保険料や、皆さんの税金で賄われています。

■75歳のAさん(年収200万円)が入院し、医療費が1か月で100万円かった場合



1 制度の見直し 今年4月から

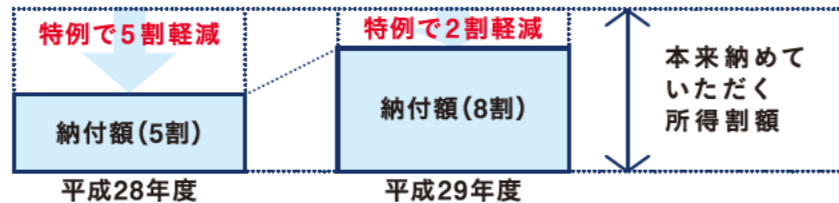
75歳以上の方^{※1}のうち、
年収約153万円以上の方の保険料が
上がります。

※1. 65歳から74歳で障害のある方で後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方も含まれます。

75歳以上の方の保険料は、①個人の年収に応じて納めていただく部分(所得割)と、②全員に納めていただく定額部分(均等割)があります。

①年収 約153万円～約211万円の方→所得割の額が変わります

所得割の軽減率が5割から2割となり、月額で最大約1,320円(全国平均)の増額となります。(均等割は変わりません。)



②元被扶養者の方→均等割の額が変わります

- 元被扶養者とは、75歳になる前日に、健康保険の被扶養者であった方です。
- 例えば、単身の方で、年金収入が168万円を超える方や、75歳以上の夫婦2人世帯で、一方の年金収入が168万円を超える場合などの要件に該当する方が対象となります。

均等割の軽減率が9割から7割となり、月額約750円(全国平均)の増額となります。※2



※2. ただし、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。

2 制度の見直し 今年8月から

70歳以上の方のうち、
年収約156万円以上の方の医療の
自己負担の上限額が上がります。

毎月の自己負担の上限額は、収入によって設定されています。

■70歳以上の方の自己負担の上限額(月額)

年収の目安	窓口割合	自己負担の上限額	
		外来の上限額(個人ごと)	外来+入院の上限額(世帯ごと)
約370万円から	3割	44,400円 ↓ 57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※3>
約156万円から 約370万円まで	2割 または 1割	12,000円 ↓ 14,000円 [年間上限 144,000円]	44,400円 ↓ 57,600円 <多数回44,400円※3>
住民税非課税世帯		8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)			15,000円

すえおき

※3. 過去12か月に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が44,400円に下がります。

平成30年度も<所得に応じた保険料の引上げ><自己負担の上限額の引上げ>をお願いする予定です。